（再帰反射材）

第211条の２　（略）

２　（略）

３　再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材の反射部、個数及び取付位置の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～九　（略）

十　自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯（第212条第３項第９号ハの規定により後面の両側の上側に備えるものを除く。）の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200㎜以上離れるように取り付けること。

十一～十三　（略）

４　（略）

（前照灯）

第244条　前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条第２項の告示で定める基準は、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則5.（5.8.1.及び5.8.2.を除く。）、6.及び7.に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.（5.3.1.を除く。）、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準又は協定規則第113号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則5.（5.3.1.及び5.4.1.を除く。）、6.及び7.に限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第９改訂版の規則5.8.4.、協定規則第112号改訂版補足第８改訂版の規則5.3.1.2.及び協定規則第113号第２改訂版の規則5.3.2.及び5.4.2.の規定は適用しないものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第９改訂版の規則6.、協定規則第112号改訂版補足第８改訂版の規則6.及び協定規則第113号第２改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第９改訂版の規則9.3.に定める基準、協定規則第112号改訂版補足第８改訂版の規則10.2.に定める基準及び協定規則第113号第２改訂版の規則9.2.に定める基準に適合すればよいものとする。

２　（略）

（番号灯）

第245条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第62条の２第１項の告示で定める基準は、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則6.（6.5.1.を除く。）、7.及び8.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第20改訂版の規則7.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第50号補足第20改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとする。

２　（略）

（再帰反射材）

第211条の２　（略）

２　（略）

３　再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材の反射部、個数及び取付位置の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～九　（略）

十　自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200㎜以上離れるように取り付けること。

十一～十三　（略）

４　（略）

（前照灯）

第244条　前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条第２項の告示で定める基準は、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.（5.8.1.及び5.8.2.を除く。）、6.及び7.に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.（5.3.1.を除く。）、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準又は協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5.（5.3.1.及び5.4.1.を除く。）、6.及び7.に限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則5.8.4.、協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則5.3.1.2.及び協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則5.3.2.及び5.4.2.の規定は適用しないものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則6.、協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則6.及び協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則9.3.に定める基準、協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則10.2.に定める基準及び協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則9.2.に定める基準に適合すればよいものとする。

２　（略）

（番号灯）

第245条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第62条の２第１項の告示で定める基準は、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.（6.5.1.を除く。）、7.及び8.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第19改訂版の規則7.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第50号補足第19改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとする。

２　（略）